

岡崎市いじめ問題対策連絡協議会等条例

この条例案を提出したのは、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための協議会等を設置する必要があることによります。

第1章 総則(第1条)

第2章 岡崎市いじめ問題対策連絡協議会(第2条～第8条)

第3章 岡崎市いじめ問題対策委員会(第9条～第16条)

第4章 岡崎市いじめ問題再調査委員会(第17条～第23条)

第2章 岡崎市いじめ問題対策連絡協議会

【所管】 岡崎市教育委員会学校指導課

【設置】 附属機関 委員20名以内(学校、児相、法務局、警察等)

法14条第1項

「いじめ防止に関する機関及び団体の連携を図る組織」

第3章 岡崎市いじめ問題対策委員会

【所管】 岡崎市教育委員会総務課

【設置】 附属機関 委員7名以内(教授、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、医師)

法14条第3項

「教育委員会と岡崎市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもと、いじめ防止等の実効的な対策を行う」

法28条第1項

「重大事案発生時における教育委員会の調査組織」

第4章 岡崎市いじめ問題再調査委員会

【所管】 こども部家庭児童課

【設置】 附属機関 委員5名以内(教授、弁護士、医師等)

法30条第2項

「教育委員会の調査結果に対する再調査組織」

施行：平成28年7月1日